

昭和五十九年法律第六十八号
たばこ事業法

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第二章 原料用国内産葉たばこの生産及び買入 され（第三条—第七条）
第三章 製造たばこの製造（第八条—第十条）	第四章 製造たばこの販売（第十一条—第三十 二条）
第五章 小売定価（第三十三条—第三十七条）	第六章 雑則（第三十八条—第四十六条）
第七章 罰則（第四十七条—第五十二条）	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的目的及び国民経済の健全な発展に資すること（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ タバコ属の植物をいう。
- 二 葉たばこ 葉たばこの葉をいう。
- 三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第二章 原料用国内産葉たばこの生産及び買入

買入れ

（原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ）

第三条 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ（以下「原料用国内産葉たばこ」という。）の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）と原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。

前項に規定する契約においては、たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品別での価格（以下「葉たばこの価格」という。）を定めるものとする。

3 会社は、財務省令で定めるところにより、耕作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

4 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原材の用に適さないものを除き、すべて買い入れるものとする。

5 前項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、財務省令で定める。

第四条 会社が前条第一項に規定する契約を締結しようとするときは、会社の代表者は、会社の原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、葉たばこ審議会に諮らなければならぬ。この場合において、会社は、当該葉たばこ審議会の意見を尊重するものとする。

第五条 会社は、毎年、たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）第二条に規定するたばこ耕作組合中央会（次条において「中央会」という。）の意見を聴いて原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作面積の地域別の内訳を定め、財務省令で定めるところにより、公告するものとする。

第六条 会社は、前項の規定により公告されたたばこの種類別の耕作面積の地域別の内訳の範囲内において、第三条第一項に規定する契約を締結するものとする。

2

葉たばこ

の面積

（以下この条において「審議会」という。）を置く。審議会は、前項に規定する事項について、会社の代表者に建議することができる。

2 審議会は、前項に規定する事項について、会社の代表者に建議することができる。

3 審議会は、委員十一人以内で組織する。委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けて、会社の代表者が委嘱する。

4 3 委員は、非常勤とする。

5 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項に及ぶ地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する市町村たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額」と、第五項に規定する地方消費税、同章第五節に規定する市町村たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額」とあるのは、「小売販売業者」と読み替えるものとする。

6

（以下この条において「販売価格」とい

てはならない。

（会社以外の製造の禁止）

（葉たばこの販売価格）

（会社以外の製造の禁止）

（葉たばこの販売価格）

5 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項に及ぶ地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する市町村たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する市町村たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額」とあるのは、「小売販売業者」と読み替えるものとする。

7 会社は、自ら輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならない。

8 第四章 製造たばこの販売（登録）

（製造たばこの特定販売業の登録）

（製造たばこの販売）

（以下この条において「販賣會」とい

てはならない。

第一項の場合において、この法律の施行の際旧法第五条第二項に規定する収納の価格を公社が公告していないときは、公社は、第七条第一項に規定する葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重して第一項に規定する契約に係る葉たばこの価格を定めるものとする。

第一項に規定する契約の内容については、前項に規定するもののほか、旧法第十一条第一項及び第二項、第十八条第二項、第十九条第一項及び第二項、第十四条第一項を参考して、第一項の規定をたばこ製造したばこの販売価格に適用する。第一項に規定する契約を締結したものとみなされる者と公社との間で約定するものとする。

第四条 施行日前に旧法第八条第三項又は第十一条の規定により公社に対しされた許可の申請

（農薬用たばこ耕作者が行う申請又は農薬用たばこ耕作者のたばこの耕作を引き継ぐとする者が行う申請を除く。）に於ては、施行日に会社に対しされた前条第一項に規定する契約の変更若しくは解約又は引継ぎの申込みとみなす。

第二項の規定により公社が公報している製造たばこ（公社の製造したたばこに限る。）の品目ごとの小売定価から当該小売定価に大蔵大臣の定める率を乗じて得た金額を控除した金額は、施行日により第九条第六項の規定において準用される同条第一項の規定により会社が大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの販売価格の最高額とみなす。

第五条 施行日前に旧法第二十四条に規定する災害にかかりその耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが著しい損害を受けた耕作許可者に対し、この法律の施行の際公社が同条の規定による補償金を交付していない場合には、公社は、なお従前の例により当該補償金を交付することができる。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条

第一項の規定による試作の許可を受けている者は又は同条第二項の規定において準用する旧法第十一条第二項の規定による試作の引継ぎの許可を受けている者は、施行日において会社と当該試作に係る原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなす。

第七条 施行日前に旧法第二十九章の規定

前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中、「旧法第十三条の規定により日本専売公社（以下「公社」という。）が定めた耕作及び収穫の方法並びに」とあるのは「並びに」と、「公社が」とあるのは「日本専売公社（以下「公社」という。）が」と読み替えるものとする。

第一項に規定する契約の内容については、前項に規定するもののほか、旧法第二十六条第二項において準用する旧法第五条第一項、第十一条の規定により準用する旧法第四十三条第一項の規定により旧法第三十条第一項の規定により旧法第三十条第四項の規定による許可を受けている場合は、施行日において第二十六条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第八条

第九条

第十条

第十二条

第一項及び第二項、第十八条第二項並びに第十九条第一項本文の規定を参照して、第一項の規定により会社と当該試作に係る原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。

（製造たばこの販売価格に関する経過措置）

第一項の規定により公社が公報している製造たばこ（公社の製造したたばこに限る。）の品目ごとの小売定価から当該小売定価に大蔵大臣の定める率を乗じて得た金額を控除した金額は、施行日により第九条第六項の規定において準用される同条第一項の規定により会社が大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの販売価格の最高額とみなす。

（特定販売業の登録に関する経過措置）

（小売販売業の許可に関する経過措置）

の規定を準用する場合を含む。）の規定により小売人（旧法第三十条第一項の規定により公社が指定した製造たばこの小売人をいう。以下同じ。）の指定を取り消された者は、当該处罚又は取消しのあつた日において第七章の規定により处罚をされ、又は第三十一条第一項の規定により許可を取り消された者とみなして、第十三条（第二十一条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の規定を適用する。

（小売販売業の許可に関する経過措置）

（小売人の相続の届出に関する経過措置）

（小売人の相続の届出に関する経過措置）

（小売人の相続の届出に関する経過措置）

（小売人の相続の届出に関する経過措置）

（小売人の相続の届出に関する経過措置）

（小売人の相続の届出に関する経過措置）

（小売人の相続の届出に関する絏過措置）

一項の規定により当該期間の満了日までの期間を定めて営業の停止を命じられた者とみなす。

(製造たばこの小売定価に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三十四

条第一項の規定により公社が大蔵大臣の認可を

受けて公告している製造たばこの品目ごとの小

売定価は、施行日において会社又は附則第八条

第二項の規定により第十一一条第一項の規定によ

る登録を受けた者とみなされる者(以下この条

において「継続特定販売業者」という。)が第

三十三条第一項の規定による大蔵大臣の認可を

受け、第三十五条の規定により大蔵大臣が公告

した製造たばこの品目ごとの小売定価とみな

す。この場合において、継続特定販売業者が當

該認可を受け、大蔵大臣が當該公告をしたもの

とみなされる製造たばこの品目は、施行日の前

日において当該継続特定販売業者が旧法第二十

八条の規定により輸入に關する公社の委託を受け

ている製造たばこの品目に限る。

(製造たばこの引換え等に関する経過措置)

第十八条 施行日前に旧法第四十一条第一項の規

定により小売人が公社に製造たばこの引換えの

請求をした場合でこの法律の施行の際公社が當

該引換えをしていないときは、会社は、なお從

前の例により引き換えなければならない。この

場合において、引換えの原因が公社若しくは会

社の責めに帰すべき場合又は不可抗力による場

合を除き、当該請求をした者は、製造たばこの

減価に相当する金額を会社に支払わなければな

らない。

第十九条 施行日前に旧法第四十一条の二第一項

に規定する災害による製造たばこの交付を行

つてない場合は、会社は、なお從前の例によ

り製造たばこを交付することができる。

(施行の際公社に対して同項の規定による請求

を行つていない場合は、その者は、なお從前

の規定による製造たばこの交付を行

つてないときは、払戻すべき金額から減価に相

当する金額を控除する。

第二十条 施行日前に旧法第四十五条第一項に規定する廃業その他の事由により営業を繼續する

ことができない事情が生じた小売人がこの法律

の施行の際公社に対して同項の規定による請求

を行つていない場合は、その者は、なお從前

の規定による製造たばこの交付を行

つてないときは、払戻すべき金額から減価に相

当する金額を控除する。

第二十一条 第一条第一項第号又は第二号に該当するものであるときは、払戻すべき金額から減価に相

当する金額を控除する。

第二十一条 施行日前に輸出のため公社から買

受けた葉たばこ又は製造たばこの輸出を取りやめた者が旧法第四十九条第一項の規定による申

請をした場合において、この法律の施行の際公社が同項の処分を行つてないときは、会社は、その使用に適するものを買い戻さなければならない。

(旧法の処分に係る不服申立て等に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に旧法第三十条第一項、第三十

三条若しくは第四項又は第四十三条第一項若し

くは第二項の規定に基づいて公社が行つた処分

(以下この条及び次条において「旧法の処分」とい

う。)についての行政不服審査法(昭和三

十七年法律第百六十号)による不服申立てであ

つてこの法律の施行の際公社の總裁が裁決又は

決定をしていないものは、施行日において大蔵

大臣が受け継ぐ。

第二十三条 旧法の処分又は旧法の処分についてする

ことができる行政不服審査法による不服申立て

は、大蔵大臣に対しするものとする。

大臣が受け継ぐ。

第二十四条 旧法の処分又は旧法の処分についてする

ことができる行政不服審査法による訴訟

は、大蔵大臣(第四十四条の規定により権

限の委任を受けた者を含む。)が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分等について提

出する。

第一条 この法律は、昭和六十二年九月一日から

施行する。

附 则 (昭和六十二年九月一日法律第九

号)抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六十三年三月三一日法律第四

号)抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六三年一二月三〇日法律第

一〇八号)抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六三年一二月三〇日法律第

一〇八号)抄

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六四年四月一日法律第

一〇九号)抄

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六四年四月一日法律第

一〇九号)抄

用される国税犯則取締法の規定の適用に関する必

要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十六条 附則第三条から前条までに定めるも

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措

置は、政令で定める。

附 则 (昭和六一年三月三一日法律第一

号)抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六一年三月三一日法律第一

号)抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六一年三月三一日法律第一

号)抄

第一条 この法律は、昭和六十二年九月一日から

施行する。

附 则 (昭和六十二年九月一日法律第九

号)抄

第一条 この法律は、昭和六十二年九月一日から

施行する。

附 则 (昭和六三年一二月三〇日法律第

一一〇号)抄

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六四年四月一日法律第

一一〇号)抄

で、第二十七條から第二十九条まで、第三十

一条から第四十五条まで、第四十六条(関稅

法第二十四条第三項第二号の改正規定に限

る)、附則第四十八条から第五十二条まで、

第五十二条(輸入品に対する内國消費税の徵

収等に関する法律第十四条を削る改正規定を

除く)並びに附則第五十三条から第六十七

条までの規定 平成元年四月一日

附 则 (昭和六三年一二月三〇日法律第

一一〇号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ からりまで 略

ヌ 附則第八十二条及び第八十三条の規定、

附則第八十四条の規定(災害被害者に対する

租税の减免、徵収猶予等に関する法律第

七条第一項及び第二項の改正規定に限る。)

並びに附則第八十六条から第九条まで及

び第一百十一条から第一百五十三条までの規定

(たばこ事業法の一部改正に伴う経過措置)

前条の規定による改正後のたばこ事

業法第九条の規定は、前条の規定の施行後に販

売しようとする製造たばこの販売価格の認可につ

いて適用し、同条の規定の施行前に販売しよ

うとする製造たばこの販売価格の認可について

は、なお従前の例による。

附 则 (昭和六三年一二月三〇日法律第

一一〇号)抄

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六四年四月一日法律第

一一〇号)抄

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六四年四月一日法律第

一一〇号)抄

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から

施行する。

附 则 (昭和六四年四月一日法律第

一一〇号)抄

(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成三年五月一五日法律第七十三条)	
(施行期日) 号 抄 平成五年一月一二日法律第八九号	
第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。	
附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号)	
(施行期日) 号 抄 平成一一年二月三一日法律第九号	
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
一から七まで 略	
八 第一条中租税特別措置法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第八十九条の三及び八十九条の四の改正規定並びに附則第三十八条第一項及び第四項、第五十一条並びに第五十三条の規定平成十一年五月一日	
附 則 (平成一一年二月三一日法律第九号)	
(施行期日) 号 抄 平成一一年三月一二日法律第一五号	
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
一から四まで 略	
五 附則第十二条の二及び第三十条の二の改正規定並びに附則第六条及び第十九条の規定平成十一年五月一日	
附 則 (平成一一年二月八日法律第一五号)	
(施行期日) 号 抄 平成一六年一二月一日法律第一五号	
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五号)	
(施行期日) 号 抄 平成一六年六月九日法律第八四号	
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号)	
(施行期日) 号 抄 平成一六年一二月一日法律第一一〇三号	
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成一六年一二月一日法律第一一〇三号)	
(施行期日) 号 抄 平成一九年三月三〇日法律第六四号	
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六四号)	
(施行期日) 号 抄 平成二五年一二月一三日法律第一一〇三号	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一一〇三号)	
(施行期日) 号 抄 平成二七年四月一日法律第一一〇四号	
第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。	
附 則 (平成二七年四月一日法律第一一〇四号)	
(施行期日) 号 抄 平成二七年四月一日法律第一一〇五号	
第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成二七年四月一日法律第一一〇五号)	
(施行期日) 号 抄 平成三〇年六月一〇日法律第五九号	
第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成三〇年六月一〇日法律第五九号)	
(施行期日) 号 抄 令和元年六月一四日法律第三七号	
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
一及び二 略	
三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条までは、平成十三年一月六日から施行する。ただし、及び第十三条から第十六条までの規定、附	

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

公布の日
 (行政庁の行為等に関する経過措置)
第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)
 号)抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

附 則 (令和五年一二月一三日法律第八四号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条及び第二十九条の規定

の日

公布

(政令への委任)
第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。